

#### 海 外 進 出 前 の 企 業 実 務 を 総 点 検 !

# インド進出企業の法務リスク(よ)

#護士 琴浦 諒

クについて、二回にわたって解説する。企業が進出する際に留意すべき法的リスー多後も市場の拡大が予想されるインド。

#### はじめに

インドは、二〇〇八年のリーマンショック以降世界経済が停滞する中で、中国などと並んでいち早く経済が回復基調にあり、高い経済成長率を達成している。あり、高い経済成長率を達成している。まによれば、インドの二〇一〇年四~六表によれば、インドの二〇一〇年四~六表によれば、インドの二〇一〇年四~六十期の国内総生産(GDP)の成長率は、半期ベースでは二〇〇八年一~三月期以降で最も高い数字となっている。

正安に この高い成長率は、一一億を超える人口(特にその中の中流階級)が構成する 巨大な市場、IT産業に代表される世界 巨大な市場、IT産業に代表される世界 に支えられており、多くの専門家によっ に支えられており、多くの専門家によっ に大って継続することが予想されている。 したって継続することが予想されている。 このような成長市場としての将来性を 見込んだ日本企業によるインド進出は、 見込んだ日本企業によるインド進出は、 日でよれば、日本からインドへの対外 直接投資額は、二○○五年には二九八億

円にすぎなかったが、二〇〇六年には五

図表 1 地域別対外直接投資統計

(単位: 億円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
年	対印直接投資額	対中直接投資額
2005	298	7,262
2006	597	7,172
2007	1,782	7,305
2008	5,429	6,700
2009	3,443	6,492

出典:財務省ウェブサイト▶http://www.mof.go.jp/bpoffice/bpdata/fdi/d2bop.csv

さらに促進することになろう。

拠点を設立することは、日本企業に大き との取引を行ったり、インド現地に事業 を十分に把握しないままに、インド企業 な法的リスクをもたらしている。 れているとは言い難い。インドの法制度 かわらず、現状ではインドの法制度、 ド進出が加速度的に増加しているにも 法律実務が十分に日本企業に周知さ 方、このように日本企業によるイン

年の日本企業のインドへの傾倒ぶりがま と微減傾向にあることと比較すると、近 資額が、七二六二億円から六四九二億円

すます浮き彫りとなる。

二〇一〇年九月九日には、

日本とイン

している。

同時期の中国への対外直接投

年には三四四三億円と、著しい伸びを示

九七億円、二〇〇七年には一七八二億円、

二〇〇八年には五四二九億円、二〇〇九

業と取引を行う場合の留意点、および 留意点を述べる。 ンドに事業拠点を設立、運営する場合の 本的概念を解説するとともに、インド企 日本企業が把握しておくべき基本的な法 度、 そこで、本稿では、インドに進出する 規制および法律実務について、

らに加速するものと思われる。このこと 日印間のモノ・人・サービスの交流はさ のまま無事、経済連携協定締結に至れば、

今後の日本企業によるインド進出

合意に至ったことが報道されており、

-の間で経済連携協定 (EPA) が実質

ことうら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁 護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009 年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州 弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、 日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務

## 基本的概念

### (1) インドの法体系

ている。 口 系を多く導入しており、 支配を経て、イギリスの統治制度、 での長期にわたるイギリスによる植民地 インドは、一九四七年の独立に至るま (common law) の法体系を採用 いわゆるコモン 法体

て成文で規定されており、判例や慣習は もっとも、 重要な法令は基本的にすべ

管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

と大差はないと考えて良いであろう。 ンドの法体系は、実質的には日本のもの が重視されることは同様であるため、

いても、法解釈にあたって判例、 ゆる大陸法の法体系を採用する日本に

慣習

1

法令の解釈において考慮されている。

#### (2) 連邦制

連邦法と州法とがある。 から成る連邦制国家であり、法律には インドは二八の州および七の連邦直

権を有する。 令分野については州議会が、連邦政府お 邦政府リストに列挙された法令分野につ よび州リストの三つに分類している。 連邦政府リスト、州リスト、連邦政府お いては、国会および州議会の双方が立法 よび州リストに列挙された法令分野につ いては国会が、州リストに列挙された法 条は、その別紙7において、法令分野 インド憲法 (Constitution of India) 246

関連法令や会社法などは連邦政府リスト 立法権を有しているため、 引に係る規制や地方税制については州 業拠点のある州の州法についても留意す して現地で事業活動を行う場合、当該事 に属する。もっとも、 ストに列挙されており、例えば外資規制 主要な法令分野については連邦政府リ 一定の業種や商取 インドに進

る必要がある。



#### (3) 言語

続を行う際の言語は英語である。ンド国内において許認可申請などの諸手て指定しており、法令の言語、およびイインド政府は英語を公用語の一つとし

契約を締結する場合の言語は、通常英語でインド企業との間で交渉を行ったり、てインド企業との間で交渉を行ったり、とがっぱら英語が使用されており、したがっ

# 般的な留意点

#### (1) 法整備状況

インドには、歴史的にイギリスの法令が多く輸入されたこともあり、他のアジが多く輸入されたこともあり、他のアジが多く輸入されたこともあり、他のアジが多く輸入されたこともあり、はなほとんどの法令はインドにもあり、まなほとんどの法令はインドにもあり、また判例の集積もなされていることから、た判例の集積もなされていることから、により問題が生じるという事態は、インドではあまり見られない。

ても、通常、そのこと自体によって日本引の際に、準拠法をインド法としたとしため、インド人またはインド企業との取るなどの問題もあまり見られない。そのことから、法令の内容自体が不合理であるなどの問題もあまり見られない。そのまた、法令の淵源がイギリス法にあるまた、法令の淵源がイギリス法にある



企業に大きな不利益が生じるということ

悪いものも少なからずある。社会の実情に合っておらず、使い勝手がも使用しているものなどもあり、現在の民地時代の法令を、改正を重ねて現在で民地時代の法令を、改正を重ねて現在で

# (2) インド人の法的マインド

イギリスの影響を大きく受けている。する考え方の内面においても、インドは別度の外形だけでなく、法律や契約に対リスの制度を導入したものであるが、法明がのとおり、インドの法体系はイギ

されるべき事項や契約不履行の場合の対は契約に基づいて行われ、契約には履行式の契約社会であり、すべてのビジネスの対が、契約について、インドは英米

応などが詳細に規定される。イギリスや下メリカにおけるのと同様、インドにおいては、契約に記載されていない事項は、いては、契約に記載されていない事項は、際は、イギリスやアメリカの企業と契約際は、イギリスやアメリカの企業と契約を締結するのと同じ心構えで臨む必要がある。

法的リスクとなりうる。

#### (3) 司法制度

インドの司法制度はイギリスに範をとれることもある)。

官の不足から未済滞留案件が多数に上っインドの裁判は、訴訟件数の多さと裁判しかしながら、構造的な問題として、

かかってしまうと、結果として勝訴した とも珍しくない。これだけ裁判に時間が 裁判期間が二〇年以上に及んでしまうこ また、さらに控訴・上告がなされた場合、 までの期間は五年を超えることが多く、 制度となっている。第一審だけでも結審 ており、解決までに極めて時間のかかる トにより、 金銭コストや、担当者対応等の人的コス 訴訟にかかる弁護士費用等の 大きな損害を被るおそれもあ

りインドでの裁判以外の方法を選択すべ て紛争解決方法を定める場合、可能な限 そのため、インド企業との取引にお

#### 行う場合の留意点 インド企業と取引を

て別紙を添付するなどして、契約内容の 解除等の契約終了の条件はすべて契約に なわち、相手方に履行してほしい事項や、 項はすべて契約に規定すべきである。す 式の契約社会であることから、必要な事 する場合、前述のとおり、インドは英米 あるいはインド企業と代理店契約を締結 7確化に努めるべきである。 このような 宗的に記載すべきであり、 インド企業と売買等の取引を行う場合、 必要に応じ

> える大部となることもある 契約書は、事案によっては一○○頁を超 英米式の契約方式から、インド企業との

認識すべきであろう。 的リスクの高い行為であることを十分に 定で対応しようとすることも、極めて法 は後日話し合って定める」等の曖昧な規 の高い行為である。インド企業と契約す けられるが、これらは極めて法的リスク 業と契約している事例も少なからず見受 単な契約書だけで、インド人やインド企 る場合に、日本企業同士の場合のように る契約の雛形を英訳した、数ページの簡 契約に記載されていない事項について 日本企業が、自社が日本で使用して

とおり、準拠法についてはインド法でも 解決方法を定める必要があるが、前述の と定めることは避けるべきである。 紛争解決方法についてはインドでの裁判 大きな問題は生じないと思われるものの、 においては、契約上、準拠法および紛争 また、日本企業とインド企業との取引

決の相互承認を行っていないため、日本 他方、日本とインドとは、これまで判

公平な仲裁地であることなどが、その理由である。

としても、インド国内での執行が認めら

裁判でインド企業相手に勝訴判決を得た ることにもリスクが伴う。たとえ日本の の裁判所での裁判を紛争解決方法と定め

れない可能性が高いためである。

(注) シンガポールはインドと同じく英米法の法体系の国であ ること、公用語が英語であること、シンガポールの仲裁セ - が国際取引の仲裁の経験を多数有していること、地 理的に日本とインドの中間地点にあり、両当事者にとって

比較的迅速な解決が期待できる日本また

したがって、紛争解決方法としては、

#### と定める場合、仲裁地はシンガポー 選択されることが多い(注)。 しい。インド企業と日本企業の間の契約 は第三国での仲裁を選択することが望ま における紛争解決方法を第三国での仲裁

が

# 留意点設立・運営する場合のインドに事業拠点を

#### (1) 外資規制

ある。 る場合、インドの外資規制に従う必要が 日本企業がインドに事業拠点を設立す

点には、支店 (Branch)、駐在員事務所 外国会社がインドに設立できる事業拠

# インドは英米式の契約社会。 で要な事項はすべて契約に規定すること。



現地法人(合弁会社)がある。 (Project Office)といった、外国会社の一部としての事業拠点(以下「支店等」といった、外国会社の

インドにおける外資規制の基本法は、一九九九年外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999〈FEMA〉)であり、すべての事業拠点は、同法および同法の施行規則、通達等に従っておよび同法の施行規則、通達等に従っておったり、また現地法人についても出資かったり、また現地法人についても出資が制限されることがあるため、インドに事業拠点を設立する場合、まずはインドで営もうとする事業がインドの外資規制に抵触しないかどうかを確認する必要がある。

インドに現地法人や合弁会社を設立する場合、当該設立行為は、インド法上外国直接投資(Foreign Direct Investment)として扱われる。現在のインドの外資規制上、外国直接投資については、明示的に投資禁止、制限が規定されている業種以外は、すべて「自動承認(automatic route)」での直接投資が認められている。自動承認とは、インド準備銀行(RBI)に対する事後報告のみで、インドに対する直接投資が認められる投資形態をいう。る直接投資が認められる投資形態をいう。したがって、現在のインドでは、明示的したがって、現在のインドでは、明示的

# 労働紛争への予防対策は不可欠に―。現地でスタッフを雇用する場合、

弁会社を設立することができる)。投資ができる(すなわち、現地法人や合以外は、すべて事後報告のみで外国直接に投資禁止、制限が規定されている業種

措置を期待することはできない。

はない。そのため、インドに事業拠点をはない。そのため、インドに事業拠点をはない。そのため、インドに事業拠点をはない。そのため、インドに事業拠点をはない。そのように、外国直接投資については

## (2) 事業拠点の運営

支店等については、法令上の規制に従っている限り、それほど運営に問題が生じることはないが、現地法人や合弁会社については、インドの会社法である一九五六年会社法(Companies Act, 1956)になって、株主総会や取締役会を開催する必要がある。

かを把握しておくことは不可欠である。に応じてどのような権利が認められるのートナーが存在するため、株式保有割合ートナーが存在するため、株式保有割合

見受けられるため、インドで会社運営を 提案した日本企業の事例もある。その他 るが、これは日本法上の特別決議の成立 例えば、インド会社法上、株主総会特 行う場合、最低限のインド会社法の知識 している例や、合弁会社のイニシアティ 知らずの間にコンプライアンス違反を犯 日本企業側がインド会社法に通じていな 本企業六七%、インド企業三三%として の成立要件を前提として、出資比率を日 要件(三分の二以上の賛成)とは異なる。 決議の成立要件は七五%以上の賛成であ は身につけておくべきであろう。 ブがインド企業に握られている例なども いことを原因として、現地法人が知らず にもかかわらず、日本法上の特別決議

#### (3) 労務管理

ポイントとなる。 することになるため、労務管理も重要な合、通常現地のインド人スタッフを雇用

被雇用者を、ワークマン(workman)とインド労働法の最大の特色の一つが、

図表2 ワークマンとノンワークマンの主な相違

	ワークマン (workman)	ノンワークマン (non-workman)
定義	手作業的、非熟練的もしくは熟練的、技術的、作業的、事務的または監督的業務のために雇用された者(1947年産業紛争法2条(S))。 ただし、 ① 経営的または管理者的立場(managerial or administrative capacity) にある者 ② 月の賃金が1,600ルピーを超えており、かつ監督的立場(supervisory) にある者 等は除く。	ワークマンの定義を満たさない者 (=左記の例外要件を満たす者)。
法的地位	使用者(会社)に比して弱い立場にある者として、すべての労働関連法令による保護を受ける。	使用者(会社)とは、対等の当事者 関係に近い者として、労働関連法令 による保護は限定的。
法令による 解雇規制	あり	なし



手厚い保護を受ける。他方、ノンワーク える労務問題の一つに、ワークマンの解 マンは、使用者と対等の当事者関係に近 い者として、法令による保護は限定的で て弱い立場にある者として、法令による インドに進出した日本企業の多くが抱 ワークマンは、使用者 (会社) に比し

管理・監督的な業務を行う非雇用者をい 料で単純な業務を行う被雇用者をいい、 ノンワークマンは、比較的高額の給料で のカテゴリーに区別していることである (図表2)。 ワークマンは、 比較的安い給

ノンワークマン (non-workman) の二つ

雇に関わる紛争が挙げられる。インド法

検討を進めることとする。

なる。 ることが、労務管理の一つとして必要と 紛争にならないための予防的な対応をと 会社に不利な判決が出されることが多い。 ているが、審理に非常に時間がかかる上、 ばれる準司法機関に専属管轄が与えられ レイバー・コート (Labour Court) と呼 解雇ではなく自主退職を促すなど、労働 次号では、事例等も紹介しながら、事 そのため、特にワークマンについては、

業拠点の運営上の留意点を中心にさらに 上、ワークマンとの労働紛争については、